

花き日持ち品質管理認証 年会費・取得費用規約

(目的)

第1条 この規約は、MPSジャパン株式会社が運営する、花き日持ち品質管理認証制度に係る会費、及び取得費用について必要な事項を定める。

(年会費の有効期間)

第2条 年会費の有効期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる1年間とする。

(年会費の価額)

第3条 花き日持ち品質管理認証取得者（以下、認証取得者）の年会費は、次の通りとする。
(消費税抜き)

部門	区分		年会費 (円)	備考
生産	個人		10,000	
	団体	2～10軒	5,000	
		11～50軒	4,000	
		51軒～	3,000	上限 30 万円
市場	年商 30 億円以上		100,000	
	年商 30 億円未満		70,000	
仲卸			50,000	
加工			50,000	
輸送			50,000	
小売	個人		10,000	
	団体	2～10軒	5,000	
		11～50軒	4,000	
		51軒～	3,000	上限 30 万円

2 期中での認証取得者に対する年会費は、取得月の翌月から3月までの月割計算とし、百円以下は切り捨てる。

【例】生産・個人で10月に認証取得の場合、11月から翌年3月までの5ヶ月が対象。
 $10,000 \text{円} \times 5 \text{ヶ月} / 12 \text{ヶ月} \approx 4,166 \text{円} \rightarrow 4,000 \text{円} \times 1.08 \text{(消費税)} = 4,320 \text{円}$

(認証審査時の交通費等)

第4条 認証審査に係る交通費、及び必要な場合の宿泊費（以下、交通費等）については、その実費を審査対象者が負担する。金額については、その概算をMPSジャパンから審査対象者に認証審査の実施前に連絡する。

2 更新審査に係る交通費等は、MPSジャパンが負担する。

(年会費の支払方法)

第5条 認証取得者は、MPS ジャパンからの請求書に基づき、翌年度分を毎年3月末日までに現金又は振込により納入する。この場合、振込手数料は認証取得者の負担とする。

2 期中の認証審査により認証取得者となった場合は、交通費等を含んだMPS ジャパンからの請求書に基づき、MPS ジャパンが定めた期日までに現金又は振込により納入する。この場合、振込手数料は認証取得者の負担とする。

(年会費、認証審査時交通費等の免除)

第6条 MPS 認証取得者については、年会費、及び認証審査時の交通費等について免除する。MPS 取得者とは、MPS-ABC、MPS-Q、MPS-SQ、MPS-GAP (以上、生産)、MPS-GPA (市場)、Florimark GTP (流通)、Florimark Trace Cert (流通) の取得者をいう。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか年会費・取得費用に関し必要な事項は、MPS ジャパンが定める。

(改正)

第8条 この規約の改正は、MPS ジャパンによって行われる。

2 改正する場合は、その内容について、改正を予定する日の少なくとも6ヶ月前までに、認証取得者に報告する。

附則

1. この規約は、2016年5月11日から施行する。